

平成 24 年 1 月
小田原第一信用組合

政府指針に基づく反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みの強化および不正な口座開設等の防止としての新規法人口座開設に伴うお客さまのご理解ご協力をお願いについて

政府が定めました「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）に基づき、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを強化しております。これに伴い、当組合の取引に係る規定等に反社会的勢力との関係遮断に係る規定を設けさせていただきました。

お客さまには、新たにお取引をお申込みいただく際など、反社会的勢力でないことの表明・確約をお願いさせていただきます。また、新規法人口座開設におきましては、不正な口座開設等の防止として、ご本人確認とともに主たる事務所の所在地等を確認させていただきますのでご来店時での口座開設ができませんのであらかじめご了承ください。お客さまにはご不便、お手数をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。